

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院重症患者集中治療室運営委員会規則を次のように定める。

昭和62年3月11日

防衛医科大学校病院長 尾形利郎

防衛医科大学校病院集中治療部運営委員会規則

改正 平成7年5月30日規則第7号
平成14年5月22日規則第4号
平成18年3月31日規則第3号
平成23年4月1日規則第4号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院集中治療部（救急診療棟集中治療室を除く。）の円滑な運営を図るための防衛医科大学校病院集中治療部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員13名をもって構成する。

2 委員長は、集中治療部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 内科1部門長
- (2) 内科2部門長
- (3) 内科3部門長
- (4) 外科1部門長
- (5) 外科2部門長
- (6) 外科3部門長
- (7) 脳神経科部長
- (8) 麻酔科部長
- (9) 手術部長
- (10) 看護部長
- (11) 病院企画調整官

(12) 集中治療部講師

(13) 集中治療部看護師長

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 集中治療部の運営に関する事。

(2) 集中治療部の施設及び器材等の整備計画に関する事。

(3) その他集中治療部に関する事。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員会は委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審査することができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、病院企画調整官の統制の下、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和62年3月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。